

身体拘束適正化のための指針

一般社団法人 ウィル

I 理念

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳のある生活を阻むものであります。当法人では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努めます。

(1) 身体拘束廃止の基準

サービス提供にあたっては、当該利用者等の生命及び身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止します。

(2) 緊急・やむを得ない場合の三要件

- ① 切迫性 : 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い事
- ② 非代替性: 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替える支援方法がない事
- ③ 一時性 : 身体拘束その他の行動制限が一時的なものである事

II 身体拘束廃止に向けての基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

当法人においては、原則として身体拘束を禁止します。

職員は、II (2) に該当しない、身体拘束に準ずる行為と感じる場面を見た場合は、各事業所管理者に報告するものとします。各事業所管理者は身体拘束適正化委員会に報告するものとします。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、個別支援会議等を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の三要件のすべてを満たした場合に、利用者、家族から同意を得られた期間のみ行うものとします。

また身体拘束を行った場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとします。

(3) 支援における留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常生活において以下のことに取り組みます。

- ① 利用者主体の行動・尊厳のある生活に努める。
- ② 言葉や対応等で、利用者の精神的な自由を妨げないように努める。
- ③ 利用者の思いを汲み取り、利用者の意向に沿ったサービスの提供に努める。
- ④ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者主体的に生活をしてもらえるように努める。
- ⑤ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行わない。万が一やむを得ず安全確保を優先する場合は、個別支援会議等において検討する。
- ⑥ 行動障害がある利用者が興奮した場合に、緊急性や突発性の観点から、行動の制限を行わざるを得ない場面がある。行動の制限をする必要があったとしても必要・最低限のものでなければならない。

Ⅲ 身体拘束廃止に向けた体制

(1) 身体拘束適正化委員会の設置

当法人では、身体拘束の廃止に向けて「身体拘束適正化委員会」を設置します。

① 設置目的

- ・法人内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束廃止に関する職員全体への指導
- ・利用者に身体拘束をすることがないように、安全な環境を目指して職員教育や訓練、

施設の整備等の実施

② 身体拘束適正化委員会の構成員と役割

代表理事 (身体拘束における諸課題の最高責任者)

虐待防止責任者 (法人において身体拘束等に関する指針の検討、身体拘束等に関して周知・徹底・問題事項の検討)

IV 身体拘束発生時の報告・対応に関する基本方針

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

<身体拘束禁止の対象となる具体的な行為>

- ① 徘徊しないように、車椅子やベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚を掻きむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋をつける。
- ⑥ 車椅子・椅子からずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつ外しを制限するために、介護服（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることの出来ない居室等に隔離する。

(1) カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、個別支援会議を中心として、各事業所で管理者や支援員が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素のすべてをみたましているかどうかについて検討、確認します。

要件を検討・確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の場所、方法、時間帯、期間等について検討し、本人・家族に対する説明・同意書を作成し、身体拘束適正化委員会に報告します。

(2) 利用者、家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法について、利用者、家族に詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。

利用者、家族に説明を行い、説明に同意を得た上で身体拘束が実施されることを証するため、説明・同意書を2通作成し、利用者、事業者が記名押印のうえ、各1通を保有するものとします。

(3) 記録と再検討

身体拘束を行った場合は、所定の様式に記録を行います。

本人や家族から、身体拘束に同意を得られた期間内に、身体拘束に関する記録に基づいて、身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を検討します。その記録は2年間保存します。

(4) 拘束の解除

記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、利用者、家族に報告します。

V 身体拘束廃止・改善のための職員教育・研修

職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重した支援の励行を図り、職員教育を行います。

- ① 定期的な教育・研修の実施
- ② 新任者に対する身体拘束廃止・改善のための研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施

VI 指針の閲覧について

当法人の身体拘束適正化のための指針は、求めに応じていつでも利用者及び家族等が自

由に閲覧できるようにします。

VII その他の身体拘束等の適正化推進のための必要な基本方針

身体拘束等をしないサービスを提供していくためには、サービス提供に関わる職員全体で以下の点に十分に話し合い、共有認識を持ち、拘束をなくしていくような取り組みが必要です。

- ・マンパワー不足を理由に、安易に身体拘束をしていないか
- ・行動障害があるということで、安易に拘束をしていないか
- ・大怪我をするという先入観だけで安易に拘束をしていないか
- ・本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体拘束を必要と判断しているか
- ・他の施策や方法、手段がないのかと考えているか

この指針は、令和4年4月1日から施行する。

この指針は、令和8年2月1日から改定、施行する。